

## 交通安全灯設置費補助制度の手引

### 【手続きの流れ】

① 補助金交付申請《自治会》

綾部市交通安全灯設置費補助金交付申請書を別紙記入例に従い作成し、提出してください。（既に工事が終了しているものは対象になりません。）



② 交付又は不交付の決定《市》

交付申請書が提出されましたら、その内容を審査し、交付又は不交付を決定し、その結果を通知いたします。



③ 事業実施《自治会》

補助金の交付決定通知を受けられましたら、業者に発注し事業に着手してください。



変更申請《自治会》

補助金の交付決定を受けた後、事業の内容を変更又は廃止されるときは、速やかに変更等承認申請書を提出して、承認を受けてください。



④ 事業実績報告《自治会》

設置が完了しましたら、決められた実績報告書に業者からの領収書の写し（**明細の分かるもの**）を、市への請求書と併せて提出してください。必要な用紙は交付決定通知書に同封してお届けします。



⑤ 補助金の交付《市》

④の書類が提出されましたら、補助金を口座振込みさせていただきます。

### 【補助金の額】

補助金の額は設置する柱の別によって違います。

設置方法の区分	補助金額
電力会社の柱又はこれに類する柱に設置した場合	3,000円
その他既設の柱に設置した場合	8,000円
新たに柱を建て、設置した場合	15,000円
既に設置している安全灯で老朽化等の理由により照明器具全体を取り替える場合	3,000円
<u>LED灯を設置する場合、上記区分に加算する</u>	<u>(加算) 2,000円</u>

※「電力会社の柱又はこれに類する柱」とは、関西電力（以下「関電」）柱の他、関電とNTTが共用している柱（関電名義、NTT名義どちらの柱も含む）を指します。

「その他既設の柱」とは、NTT柱や自治会で設置した柱などの単独柱を指します。また、公会堂などの建物に設置する場合を含みます。

### 【お断り】

※ 補助金の交付・不交付の決定は、申請内容を審査の上、予算の範囲内での調整を経て行います。

※ 交付決定前に着工された工事については対象となりませんのでご注意ください。

※ その他、細かい点は要綱に基づいて処理します。